ビジネストピックス

平成 22 年 2 月 10 日
江塚経営研究所

資金繰り改善に、「金融円滑化法」を有効に活用しよう！！

昨年 12 月、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行されました。　（略称「中小企業金融円滑化法」）

この法律は、現在の経済情勢において中小企業の金融機関からの借入返済額負担が極めて大きくなり、企業存続面に大きな支障が発生する場合が多いという事態を踏まえて、そのような資金繰りの厳しい中小企業への支援策です。（時限立法、23 年 3 月末まで）

中小企業にとって、この法律のポイントは次のように大きく 2 点あります。

1. 返済一時停止、あるいは返済期間延長など「借入条件変更」について、企業から要請があった場合、金融機関は極力企業の要請に応じる義務が生じる
2. この要請に基づく金融機関サイドの協力（条件変更など）は、将来的に当該企業への不利益対応に反映させない。（「不良債権扱い」や「格付低下」など「不利益対応」とはしない）

過去 2 年間の我国景気後退のために、中小企業では業容の縮小が著しく、借入金返済の負担ウエイトが過重になっているケースが増加しています。中小企業サイドでの業績立て直しや経費縮減＝縮小均衡化など経営改善が不可欠ですが、「努力する中小企業」に対しては 1 年間「体力回復支援」を行うと同時に、改善後キャッシュフローに見合った借入返済額への「返済期間延長（リスケジュール）」を不利益のない形で実施し、一時的な「資金繰り支援」をするのが目的です。

従って、来年 23 年 3 月の法律終了時限までにこの法案趣旨に基づいて、金融機関への借入返済条件見直し要請をすることが、企業の将来的成長にプラスとなるケースも多いと考えられますので、中小企業経営者はぜひ一度本法案の活用をご検討されることをお奨めします。

1.　中小企業金融円滑化法の概要

（1）　基本的な考え方

① 金融機関は、借り手からの「元本返済猶予」などの申出に、極力応じる義務

② 金融機関は、この申出を受ける受け皿組織を作り、対応状況などを公開する

③ 金融庁は、金融機関実施状況をとりまとめ、検査実施などで監督強化を図る

④ 同時に、信用保証制度の充実、金融機関検査マニュアル整備など実施

(2)　中小企業にとっての本法律のポイント

なお、下記「法律活用のポイント」を効果的に活用するには、経営者に経営改善「意欲」があること、「収支の改善対策」の立案、そして「経営改善計画」や「中期経営計画」を作成する決意が必要になります。金融円滑化法は「努力する経営者」に対する支援策なのです。

① 元本返済猶予などの申出、遠慮なく取引銀行へ相談することができる

⇒　申出とは；　元本返済一時猶予、返済期間の延長、従来借入金の借換え、
借入金の株式化、　など広い範囲を想定している

② 断られても、あきらめずに次の方法がある

⇒　金融機関本部（専属窓口）、信用保証協会、全銀協、金融庁、自治体など

③ 借入金返済期間延長など「返済方法変更」しても、企業への対応（格付）に不利益ない

⇒　条件変更などを行っても、最長1年以内に「経営改善計画書」などを作成する見込みがあれば、その借入金は「不良債権」にはならない

④ 条件変更が主たる理由により、次の融資を断ることはない

⇒　金融庁は、貸付条件変更の履歴があることだけで金融機関が新規融資を拒絶しないように、検査・監督を強化している

⑤ 1年4カ月の時限立法である　⇒　23年3月までの時限立法であり、それまでの特例

2.　法律活用のステップ

＜ステップ1＞	「資金繰り厳しい」、「金融機関返済負担が大きい」という状況になる
＜ステップ2＞	元本停止や返済変更、などの相談のために、金融機関を訪問する
＜ステップ3＞	「経営改善する意欲」を前提に、元本返済を一時的に「停止」してもらう
＜ステップ4＞	月次収支黒字化など対策検討し、3年程度の「経営計画書」としてまとめる
＜ステップ5＞	計画書に基づき資金余力範囲内の返済条件に「返済条件変更」を願い出る

なお、「経営計画書」は取引金融機関と相談して、金融機関の指導のもとで作成すると、効率的に良い計画が立案できます。

金融庁パンフレットから抜粋

以上